

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成28年6月6日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

沖本易子，小原智津，越野章史，小谷竜也，木皮享，坂口博之，野上あや，野崎高志，日和一正，藤井幹雄，藤下健（委員長），藤田清司

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

谷池裁判官，吉村首席家庭裁判所調査官，加藤事務局長，中島首席書記官，三好事務局次長，澤江総務課長，池田主任家裁調査官，大野家裁主任書記官，奥野家裁庶務係長

第4 議事

1 開会

2 委員長挨拶

3 新任委員紹介・挨拶

4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「裁判所の防災の取組について」に関する報告を行った。

5 テーマ

□ 大野家裁主任書記官から「少年事件における被害者配慮制度の概要及び利用状況について」説明を行った後，被害者待合室及び少年関係人待合室を見学した後，少年審判廷に移動し，同主任書記官から廷内の配席や動線等について説明を行った。その後，谷池裁判官から「当日の審判運営」について説

明を行った。

□ 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

○ 少年審判の処分結果は重い場合でどのような内容になりますか。和歌山家裁における少年審判の年間事件数と被害者配慮の件数を教えてください。

■ 少年審判の代表的な処分結果は、通常、軽い方から重い方に、審判不開始、不処分、保護観察、少年院送致、検察官送致となります。審判不開始とは、少年審判を開かないことをいい、軽微な事件において、調査官調査の結果再非行のおそれがないと認められた場合に審判不開始となることが多いです。不処分とは、調査官調査及び審判の結果、審判の中で十分に反省ができていると判断し、今後非行のおそれがないとして、特に処分を行わないことをいいます。保護観察とは、少年が保護観察所から指導を受けるというもので、1か月に1回程度、半年から2年程度の間保護司の下に通い、その指導を受けるというものです。少年院送致とは、少年を少年院に送るというもので、少年を社会から切り離し、少年院で教育を受けてもらいます。事件が重大であるか、少年を取り巻く環境が悪いのか、少年の資質に問題があるかなどを判断材料とします。検察官送致とは、少年の年齢が審判の段階で20歳を超えている場合や、凶悪な事件など事件の性質から、家裁の審判で終わりにせず、刑事裁判を受けさせる必要がある場合に、事件を検察官に送ることをいいます。

■ 和歌山家庭裁判所における少年審判の件数は、平成27年が一般・道路交通法違反事件あわせて793件で、うち被害者配慮の案内件数が9件、申立件数が9件、平成26年が一般・道路交通法違反事件あわせて968件で、うち被害者配慮の案内件数が5件、申立件数が6件です。平成26年は、被

害者配慮の案内 5 件に対して申立てが 6 件ありましたが、そのうち 1 件は、被害者の代理人弁護士及び法定代理人それぞれから申立てがあったものです。

- 和歌山家裁での被害者配慮の申立ての内訳はどうなっていますか。
- 平成 27 年は、審判の傍聴 1 件、審判状況の説明 1 件、記録の閲覧謄写 3 件、意見陳述 1 件及び審判結果の通知 7 件です。平成 26 年は、審判の傍聴 0 件、審判状況の説明 3 件、記録の閲覧謄写 1 件、意見陳述 3 件及び審判結果の通知 5 件です。以上の件数は認められた件数で、1 件の申立ての中で内容が重複しているものもあります。平成 27 年の審判傍聴の申出について、1 件認めなかった事案があります。
- 意見陳述については、審判廷で行うもの、裁判外で行うもの、調査官に対して行うものがありますが、和歌山家裁で認められた意見陳述の内容はどのようなものですか。
- 平成 27 年の 1 件は、裁判外で裁判官に対して行ったものです。
- 審判廷の中で意見陳述がされる場合の運用はどうなっていますか。
- 平成 27 年の事案は、意見が書面で提出され、特に期日での陳述はありませんでした。審判廷は狭い部屋なので、その場で被害者から厳しい意見が述べられると少年が反発する場合や被害者の感情も高ぶることがあります。意見陳述を審判廷の中で行う場合は、裁判所としても十分にこれらを考慮して運営しなければならないと思っています。
- 先ほど審判廷で傍聴人が座る場所を見ましたが、傍聴人に対するボディチェックはあるのでしょうか。
- 被害者の被害感情が高い場合も考えられますので、手荷物は被害者待合室のロッカーに保管してもらい、何らかの凶器を持ち込まないようにボディチェックは必ず行います。
- 不規則な発言はしないという誓約書は取っていますか。
- 審判が始まる前に注意事項を説明しており、誓約書までは取っていません。

- 被害者は感情的になっていることもあり、不規則な発言はしないように書面を取っておく必要があるのではないのでしょうか。
- ◎ 事前に十分に説明を行っていることから、抑止力はあると考えています。
- 被害者感情を汲み取ることはできていますか。
- 被害者配慮制度は、被害者からの申出がなければ利用されません。被害者配慮制度の利用がない場合でも、被害者の思いは、捜査段階での供述調書、裁判所での調査官調査で、ある程度は汲み取れており、少年に対しても、それを基に働きかけを行うことができます。
- 審判後には、被害者の心の傷をどうやって癒していくのですか。
- 弁護士会では、手続のアドバイスをしたり、被害者代理人として関わることがあります。また、国選付添人の制度も充実してきており、審判の協力者として少年の付添人を担うこともあります。被害者に対する配慮として、付添人は、審判外で被害弁償の仲立ちを行ったり、少年の謝罪の手紙を持っていき説明を行ったりしています。

少年事件における被害者配慮については、調査官の役割も大きいものがあります。
- 調査官は、被害者がどのような被害に遭われて、どのような心情にあるのか調査を行ったり、被害者の審判傍聴の準備を担当します。被害者において、審判傍聴の希望があれば、被害者の状況、心境を考慮し、身体や精神への影響を測ります。また、少年の処遇に関する意見も聴取します。裁判官及び書記官とも十分に打合せを行い、審判傍聴に当たって配慮すべきことを共有します。
- 私の勤務先であるスーパーは、少年の万引きによる被害を受けていますが、最近では、盗んだ商品をリサイクルショップで現金に換える、単独ではなく2、3人で行動する、明らかに「盗る」ことを目的にしている、という傾向が見られます。被害者側からすると、犯人が捕まったという連絡はありません。

たが、その少年がどんな子で、どんな処分を受けたかという情報が入ってきませんし、被害額も戻ってこないことがあります。今日の委員会の中で何か生かせるものがないか考えていきたいと思っています。

○ 審判廷において被害者の話を聞くこと、被害者の傍聴によって、少年が大きく動揺する場合、被害者配慮制度の利用が認められない場合はありますか。被害者感情が強い場合の意見陳述などをどこで行うかは、どうやって決まっていくのでしょうか。

■ 少年が動揺して審判が進まない場合は、被害者の傍聴を許可しないということもあり得ます。審判期日における被害者の意見陳述に少年に対する人格的非難が予想されるときは、意見陳述を審判期日外に行うこともあり得ます。被害者の意見は尊重しますが、事前の調査で審判に参加されると不適切な事態が生じると予想される場合は期日外で行います。

○ 被害者において、審判の傍聴ができなかった場合、審判の内容を伝えることはありますか。

■ 被害者配慮制度に審判の状況説明というものがあり、被害者がそれを利用して審判の内容を知ることは可能です。

○ 審判の不開始、不処分は犯罪ではないということになるのでしょうか。

■ 非行はなかった場合も審判の不開始や不処分となりますが、非行があった場合でも、審判を開いて訓戒等を行う必要までではない、あるいは、保護観察等処分までは必要がないというときには、審判の不開始や不処分となる場合があります。

○ 審判廷は、傍聴席と少年が近いように見えました。審判廷の映像を近くの部屋に映すという制度はないのですか。

■ 私が見てきた中では、和歌山の審判廷は広い方だと思います。被害者と少年の距離が近いのは事実ですが、審判廷の中では、被害者の動向に職員が目を配っています。

また、映像を映すなどの間接的な制度は、少年事件ではありません。

- 審判廷は広くて窓もあり，明るくて，いい印象を持ったのですが，控室は閉塞感があつて，緊張が高まるのではないかと思ひました。被害者配慮制度の案内に利用するリーフレットも読んでもらえるように工夫が必要だと思ひます。

被害者に少年法の趣旨を説明する機会や傍聴した後で意見を聞く機会はあるのですか。

- 被害者には，審判傍聴に備えた調査の中でリーフレットの説明をし，少年審判の枠組について説明しています。被害者配慮制度利用の希望も聞いています。傍聴後は，改めて意見を聞くなどの特段の対応はしていません。

- 被害者には全員に案内を送っているのですか。また，どのタイミングで送っているのですか。

- タイミングとしては，家裁に事件が送致されてくれば，速やかに発送しています。事案としては，強制わいせつ，傷害などの事件を対象としています。一律に事件の軽重で判断するのではなく，個々の事案を検討して判断しています。場合によっては，裁判官の判断を仰ぎます。

- △ 少年事件においては，検察官は捜査をし，家庭裁判所に事件を送致する段階まで関与していますが，法改正により検察官関与の申出という制度ができました。和歌山家裁では，審判において検察官が関与する申出は，年間何件あるのでしょうか。また，家庭裁判所として，審判の中で検察官に期待する役割とはなんのでしょうか。

- 私が昨年4月に着任してから1件もありません。刑事訴訟においては，対審構造が想定されており，検察官はその一方当事者の役割を担っていますが，少年事件においては，審判に協力する法律専門家として，適正な事実認定に向けた関与という役割が期待されているように思ひます。

- △ 刑事訴訟と少年手続は別ものだと理解して臨むことが必要だと思ひます。

被害者に対しては、今どういうことが行われていて、どういう結果になったかを説明し、納得を得ることも必要だと考えています。被害者の意見としてよく聞くのは、自分の意見がその手続にどう反映されたのかがよく分からない、というものです。裁判所の判断に当たって被害者の意見がどう反映されたかが分かれば、被害者の理解も得やすいのではないのでしょうか。

■ 審判書において被害者感情に言及することもあります。ただし、具体的な被害者の観点からの表現振りは難しいものがあります。

○ 私の中では、被害者配慮制度の仕組みに釈然としないところがあります。被害者の感情が裁判所の判断に直接影響することがあれば、不公平感があるように思います。制度の運用については、慎重にお願いしたいと思います。

6 次回委員会の意見交換テーマ

離婚調停ガイダンスについて

7 次回委員会の開催日時

平成28年11月7日（月）午後1時30分

8 閉会